

## 第5期伊賀市障がい福祉計画(案)の策定について

## 【計画策定の目的と位置づけ】

「第4期伊賀市障がい福祉計画」は、平成29年度で計画期間が満了するため、平成30年度からの「第5期伊賀市障がい福祉計画」を策定します。

また、児童福祉法の改正により児童福祉法第33条の20で障がいのある子どもに対するサービスの提供体制の確保や円滑な実施に関する計画を定めることが義務付けられたことから「第5期伊賀市障がい福祉計画」に一体的に策定します。

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定され、障害者基本法に基づく「第3次伊賀市障がい者福祉計画」を基本とし、障害福祉サービスに係る給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。

## 【計画期間】

第3次伊賀市障がい者福祉計画（H27～H32）の後期期間とし、平成30年度から平成32年度までの3年間

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
第3次障がい者福祉計画 H27 (2015) 年度～H32 (2020) 年度					
第4期障がい福祉計画 H27 (2015) 年度～H29 (2017) 年度			第5期障がい福祉計画 H30 (2018) 年度～H32 (2020) 年度		